
「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」 に対する意見について

日証協・平15.4.30

本協会は、4月30日、3月31日に法務省より公表された「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する証券界の意見（以下「意見書」という。）を取りまとめ、法務省民事局参事官室に提出した。

本意見書では、株券不発行制度については、総論部分において賛成意見を述べるとともに早期に実現するよう要望し、各論部分において、公開会社について一斉導入する案、株券不発行とした場合の株券の取扱いについて株券回収を要しないとする案等に賛成意見を述べている。加えて、株券不発行制度への移行について周知徹底されるよう配慮願いたい旨及び発行時DVPが可能となるよう、株券不発行会社が新株を発行する場合について払込期日に権利移転が可能となるようにしていただきたい旨の意見等を述べている。また、電子公告制度については、発行会社と投資家の情報の仲介者という立場で、バランスのとれた制度となっているか、という観点で意見を述べている。

本意見書の全文は以下のとおりである。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見

平成15年4月30日

日本証券業協会

【総論】

証券取引の基盤として、安全かつ効率的で利便性の高い証券決済システムの存在は必須条件であり、国際的な市場間競争の観点からも、決済リスク・決済コストの低減と利便性向上を実現する証券決済制度改革の推進が喫緊の重要課題となっている。特に、決済リスク削減のため、ペーパーレス化を前提としたSTP化及びDVP決済が可能となる証券決済インフラの早期実現は、最優先の目標となっている。

以上により、本協会としては、株券不発行制度の導入について賛成するものであり、早期に実現されるよう引き続きご尽力いただきたい。また、電子公告制度の導入についても、投資者利便の向上につながるものであり、賛成する。

【各論】

第1編 株券不発行制度

第1 商法の改正関係

1 株券の不発行の定め等

(1) 株券等の不発行の定め

(意見)

- ・ 乙案に賛成である。

(理由)

- ・ 個別導入により、公開会社について株券発行会社と株券不発行会社の株式が混在すると、証券決済機関、証券会社、名義書換代理人等の関係者が既存の保振システムと新たな振替制度の2つのシステムを構築・運営せねばならず、証券決済の合理化・迅速化を図ることができない。
- ・ 株券不発行が個別導入されると、株券不発行会社かどうかの投資家に対する周知徹底や振替機関等の確認が必要となり、投資家等に混乱を招きやすくなる。

(1) の (注)

(意見)

- ・ 乙案を採る場合の経過措置を設けることについても賛成である。

(理由)

- ・ 略式質、非預託株主が一斉移行の障害にならないように、略式質の匿名性の確保、非預託株券の取扱い等について規定し、これにより円滑な移行を図るものであり、望ましい措置である。なお、現行の略式質はその簡便性等から広く利用されているが、一斉移行に当たっては、その特長を損なうことのないよう、移行手続についてさらなる配慮を希望する。

(1) の(注2)

(意見)

- ・ このような考え方を採ることについては疑問である。

(理由)

- ・ (注2)は、株券を発行していない会社のための措置であるが、株券を発行している会社においては、みなし定款変更で一旦株券を発行する旨定めた上で、さらにそれを廃止するという手続をとるため、必ずしもわかりやすすくないので、株主等の正確な理解を得るために説明が複雑になり、株主等の混乱を招きかねないものと思われる。

(2) 株券の回収の要否等

(意見)

- ・ II案に賛成である。ただし、制度移行時について官民を挙げた広報活動を行い、その上で、制度移行に係る失念株の権利回復を行う際の確認事項を明確化する等、いわゆるタンス株券の権利保護について、何らかの措置を図る必要がある。

(理由)

- ・ 株券の回収に係る様々な事務手続が簡略化されることにより、円滑な移行が実現できるとともに、コスト(受付、精査、運搬等)が削減される。

2 株券等の譲渡方法及び名義書換

(意見)

- ・ 株主名簿の名義書換ができる場合に、「新株予約権が行使され、行使金額の払込があった場合において、新株の発行に代え、自己株式を移転する場合」を追加すべきである。

(理由)

- ・ 新株予約権が行使された場合、会社は新株発行に代えて自己株式を移転することができるが、既に新株予約権行使者からは行使請求書を受け付けていることから、この場合にまで共同申請とする必要性はないため。

第2 株式の振替制度関係

2 振替口座簿の記載事項

(意見)

- ・ 補足説明にあるように、証券取引所へ差し入れている証拠金代用株券の取扱いなど、実務に配慮されているので、中間試案に賛成である。

8 消却義務の不履行の場合における株主の議決権等

(意見)

- ・ パーティション方式の採用により振替機関等のリスク負担を合理化するとともに、株主に対する影響を極小化するように配慮がなされているので、中間試案に賛成である。

8の(注)

(意見)

- ・ 株主の権利の縮減を極力回避する方法であり、中間試案に賛成である。

9 一斉株主通知

(意見)

- ・ 現行の実質株主通知とほぼ同様の制度となっており、略式質等の匿名性の確保など実務に対する配慮がなされているので、中間試案に賛成である。

11 単独株主権・少数株主権の行使方法等

(意見)

- ・ A案に賛成である。

(理由)

- ・ A案であれば発行会社は継続保有要件等の確認を株主の実際の所有に合わせて正確に行うことができるので、継続保有要件等の判断基準は振替口座簿であるべきである。
- ・ 株主の利便性を高めるとともに、個別株主通知における現行の抹消減少通知とほぼ同様の制度を設ける等実務に対する配慮がなされている。

第3 新株引受権、新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度

(意見)

- ・ 新株引受権の振替制度については、株式、新株引受権及び新株予約権付社債と統一的に取り扱うことが可能となるので、中間試案に賛成である。

○ その他

1 株券不発行制度への移行について

(意見)

- ・ 株券不発行制度への円滑な移行のため、官民を挙げた広報活動などを通して、制度移行について周知徹底されるよう配慮願いたい。また、名義書換制限のある株式に関し、株券不発行制度の下での取扱いについて、ご検討いただきたい。

(理由)

- ・ 新制度は株式取引決済の迅速化、発行会社のコスト削減に加え、投資家の利便性に資するものであり、これに対する利用者の理解を深め、円滑な移行を図る必要がある。
- ・ 現行振替制度においては、外国人等の名義書換制限のある株式について、実務上本券を引き出して振替制度の外で対応している。

2 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行の効力発生時期について

(意見)

- ・ 発行時においてもDVPが可能となるよう、株券不発行会社が新株を発行する場合について、払込期日に権利移転が可能となるようにしていただきたい（新株予約権及び新株予

約権付社債も同様)。

(理由)

- ・ 発行スキームにおいても、決済リスクの削減と取引の効率性を高める必要があるため。

第2編 電子公告制度

第1 株式会社についての電子公告制度の導入

(意見)

- ・ 公告の内容が公告ホームページに掲載されなかった時間が合計で24時間以上となった場合、全てのケースにおいて当該公告を無効とするのは厳格過ぎ、何らかの救済措置が必要と考える。また、あらかじめ予定されているメンテナンスについては、十分周知が図られていることを条件に、不掲載に含めないなどの措置が必要ではないかと考える。

(理由)

- ・ 24時間以上掲載されない状態が発生した場合、最初から公告をやり直すこととなると、公告後の会社のスケジュールを修正せざるを得なくなる。
- ・ メンテナンスについては、システムを安全かつ円滑に稼働させるために必要なものであり、十分な周知が図られていれば、不掲載と取り扱う必要はないのではないかと考える。

6の(注)

7の(注)

(意見)

- ・ 証明機関、調査方法・頻度については、その要件・内容を明確にすることにより、法的安定性を高めるとともに、コスト負担とならない方法を希望する。

8

(意見)

- ・ 証明機関の調査時に掲載がない場合であっても、不掲載が合計24時間未満であり、かつ不掲載の旨の公告が行われていれば、継続掲載の推定が働くこととしていただきたい。

(理由)

- ・ 証明機関がアトランダムに調査を行い、その全ての調査日時において掲載の事実が証明された場合については、継続的掲載の事実が推定されるとされているが、一回の調査日時において掲載が確認できなかったのみでこの推定がなくなると会社は継続的掲載の事実の証明を強いられる。この証明の負担は非常に重いので、不掲載が24時間未満であり、かつ速やかに不掲載である旨の公告が行われている場合は公告の効力に影響しないとされていることとの関係上、上記意見のような取扱いとして頂きたい。

第1の(注)

(意見)

- ・ 投資家の利便性が向上することとなるので、発行会社及び投資家の追加的な負担が発生しないような方法であれば中間試案に賛成である。

第2 貸借対照表等の公開の方法の見直しの（注）

（意見）

- ・ 貸借対照表等の電磁的公示のみを採用することも認めても問題ないとする。

（理由）

- ・ 利用者である発行会社の多様な選択を許容するため。

第3 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

第4 有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

（意見）

- ・ I案又はII案を支持する。

（理由）

- ・ III案の電子メールアドレスを利用した個別催告は、発行会社に相当の負担がかかることが予想され、さらに誤送信・未達といった問題も考えられる。

以 上